

南部町地域農産物加工施設めぐみの里

施設指定管理者

募 集 要 項

南 部 町

南部町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年南部町条例第３５号）第３条第３項の規定に基づき、南部町地域農産物加工施設めぐみの里の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和９年４月１日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を本募集要項のとおり募集する。

1 施設の概要

1 名称	南部町地域農産物加工施設めぐみの里
2 所在地	南部町阿賀９１５番地２
3 施設目的	農産物加工の技術習得及び加工品の製造を通じ農業農村の活性化を図る
4 構造	鉄骨平屋建
5 敷地面積	９９０．１㎡
6 建築面積	４０８．７㎡
7 休所日	町長が休所を必要と認めた日
8 主な施設の内容	（１）菓子・餅加工室 （２）包装室 （３）味噌・豆腐加工室 （４）乾燥室 （５）製粉室 （６）フリーズドライ室 （７）研修室兼会議室 （８）トイレ ２か所 （９）味噌倉庫 （１０）直売コーナー （１１）食肉加工室 （１２）倉庫、ボイラー室
9 施設の現状	加工室の利用は、営業許可利用団体と個人利用で味噌、豆腐、餅、菓子などの利用がある。 （１）直売コーナー及び味噌・豆腐加工室は、農事組合法人西伯町山菜生産加工組合により管理、使用。 （２）食肉加工室はめぐみの里精肉加工所が食品営業許可を取得し使用。
10 施設の運営状況 （令和６年度及び ７年度）の概要	（１）利用者数 令和６年度 加工場利用者数 ８０９人 令和７年度 加工場利用者数 ８９４人 （２）決算状況 別添のとおり

2 指定管理者が行う業務

別紙「南部町地域農産物加工施設めぐみの里 指定管理業務仕様書」による。

3 管理業務の処理に必要な経費

別紙「南部町地域農産物加工施設めぐみの里 指定管理業務仕様書」による。

4 町と指定管理者との責任分担

別紙「南部町地域農産物加工施設めぐみの里 指定管理業務仕様書」による。

5 指定の期間

指定管理者の指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則公募によるものとする。

6 その他の条件

別紙「南部町地域農産物加工施設めぐみの里 指定管理業務仕様書」による。

7 応募資格

対象施設の指定管理者に応募することができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

（2）国税又は地方税に滞納が生じているもの

（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理の指定を取り消され、2年を経過しないもの

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接につながりのあると認められるもの

（5）当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれに準ずべきもの、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）が、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であると認められるもの

（6）当該法人等における役員等のうち次のいずれかに該当する者があるもの

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 国税又は地方税に滞納が生じている者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 公務員であった者で、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

8 応募の方法

対象施設の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を町長へ提出するものとする。

（１）応募書類の受付期間

令和８年９月１７日（木）～ 令和８年１０月２３日（金）午後５時必着

（２）応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参、郵便又は信書便によるものとする。なお、郵便又は信書便による提出にあつては、締切日の午後５時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、南部町役場総務課とする。

（３）応募書類の種類

提出する応募書類は、次のとおりとする。

ア 指定申請書（別添様式第１号）

イ 事業計画書（別添様式第２号）

ウ 収支予算書（別添様式第３号）※各年度３か年分

エ 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

オ 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類

カ 指定管理者の指定についての欠格事項に該当しないことを説明した書類（別添様式「申立書」）

（４）応募書類の提出部数

正本１部及び副本６部（そのうち１部は製本をしないもの）を提出すること。ただし、副本は正本を複製し、作成して差し支えない。

（５）応募にあたっての留意事項

ア 応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがある。

イ 応募書類及び追加資料は返却しない。

ウ 応募書類及び追加資料は、南部町情報公開条例（平成１６年南部町条例第１１号）に基づき、公開することがある。

エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。

オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。

9 指定管理者の候補者の選定

（１）選定方法

町長は、応募のあった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定する。なお、指定管理候補者の選定に当たっては、あらかじめ南部町指定管理候補者選定委員会の意見を聴くものとする。

(2) 選定基準等

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づいて行う。なお、選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、プロポーザル方式にて行うものとする。

- ア 事業計画書による対象施設の運営が、当該対象施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること
- イ 事業計画書の内容が、当該対象施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、対象施設を管理する業務（以下「管理業務」という。）に係る経費の節減を図るものであること
- ウ 当該応募をした法人等が、事業計画書に沿った当該対象施設の管理業務を安定して行う能力を有するものであること

(3) 候補者の決定

指定管理候補者を決定したときは、その結果を応募した法人等のすべてに書面にて通知するとともに、公表するものとする。なお、指定管理候補者の決定に当たっては、町長との交渉権を有する複数の法人等に順位を付して定め、第一順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が整った者を当該候補者に決定する。

10 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、指定管理候補者を対象施設の指定管理者とする旨の議案を南部町議会に上程し、その議決を受けて行うものとする。なお、町と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後速やかに行うものとする。

<お問い合わせ先>

●指定管理者の募集、説明会等に関すること

総務課

住 所：〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

電 話：0859-66-3112

FAX：0859-66-4806

●施設概要等に関すること

産業課

住 所：〒683-0201 鳥取県西伯郡南部町天萬558番地

電 話：0859-64-3783

FAX：0859-64-2183

※税抜額

※税抜額

(1) 収入の部

科 目	令和 7 年度
売上高	3,461,843
指定管理料	2,576,364
雑収入	190,991
受取利息	1,059
収入額の合計	6,230,257

(2) 支出の部

科 目	令和 7 年度
給料賃金	2,329,229
法定福利費	135,408
福利厚生費	20,000
通信費	82,300
消耗品費	168,799
事務用品費	2,263
修繕費	0
水道光熱費	970,003
支払手数料	367,690
リース料	163,200
保険料	2,000
支払報酬	50,000
減価償却費	69,545
繰延資産償却（販）	117,200
雑費	102,837
仕入高	1,539,102
法人税	35,661
（当期純利益）	75,020
支出額の合計	6,230,257